

原動機付自転車
最高出力確認実施要領

令和7年3月28日

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

原動機付自転車最高出力確認実施要領

1. 最高出力確認の実施手続等に関する基本方針

原動機付自転車（以下「原付」という。）に係る最高出力確認及び当該確認がされた旨の表示の適正な実施に関し、運行の用に供される原付の種別を明らかにするという制度の目的に鑑み、告示及び最高出力確認実施規程の定めによるほか、この最高出力確認実施要領（以下「本要領」という。）で定めるところによるものとする。

2. 最高出力確認の業務を行う時間及び休日

- ① 最高出力確認の業務を行う時間は、次項の休憩時間及び第3項の休日を除く、午前9時から午後17時30分までとする。
- ② 前項の最高出力確認の業務を行う時間のうち、午前12時から午後1時までを休憩時間とする。
- ③ 最高出力確認の業務の休日は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(公益財団法人日本自動車輸送技術協会の指定する日を除く)
 - (3) 1月2日から1月4日及び12月29日から31日まで
 - (4) その他特に会長が指定する日

3. 最高出力確認の業務を行う事業所

最高出力確認の業務を行う事業所は、昭島研究室(東京都昭島市美堀町4丁目2番2号)とする。

4. 最高出力確認の申請に関する事項

4. 1 確認申請者

最高出力確認について、当該確認を受けようとするもの(以下「確認申請者」という。)からの申請を受け付けるものとする。

4. 2 申請方法

最高出力確認の申請方法は、昭島研究室の窓口に申請書面を持参する方法のほか、郵送又は電子メールにより提出する方法とする。

4. 3 申請書面

最高出力確認は、確認申請者からの申請に基づき、原付ごとに受け付けるものとする。ここで、同一構造と申告する原付について申請があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認する。

その他申請に関する書面、申請の受付等に係る事項は、「原動機付自転車の最高出力確認事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)で定めるところによるものとする。

4. 4 試験車両の提示

- (1) 確認申請者は、最高出力確認の申請書を提出した場合、協会に対し、申請に係る原付

であって当該原付の製作者等が定める必要な点検整備を適切に実施したもの（以下「試験車両」という。）を提示するものとする。ただし、4. 3の同一構造と申告する原付については、原動機付自転車の最高出力確認事務処理要領第2条に掲げる③、⑤を除く添付書面を協会に提出することをもって、申請に係る試験車両の提示に代えることができる。

(2) 試験車両の搬入先は、昭島研究室とする。なお、当該搬入及び搬出に要する費用は、確認申請者の負担とする。

5. 最高出力確認の実施に関する事項

最高出力確認の申請を受け付けた場合において、適切に試験車両が搬入され、手数料が納付されたときは、最高出力確認実施規程及び本要領に基づき、最高出力確認を実施することとする。最高出力確認においては、確認申請者に立合いを求めるものとする。

6. 第6条第1項に規定する表示に関する事項

6. 1 最高出力確認の結果の通知

協会は、最高出力確認を実施したときは、事務処理要領及び「原動機付自転車最高出力適合通知及び不適合通知発行に関する取扱細則」（以下「適合通知等取扱細則」という。）に基づき、遅滞なく、最高出力確認の申請に係る原付に固有の6桁の通し番号（以下「確認番号」という。）を発行し、適合通知等取扱細則様式第1により、当該確認の結果を確認申請者及び国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課に電子メールで通知するものとする。

適合通知の交付を受けた申請者が製作又は販売をやめたときは、直ちに、適合通知を交付した協会に適合通知を返納しなければならない。

6. 2 最高出力確認済シール

協会は、最高出力確認の結果、適合通知を発出する場合には、その確認区分に応じて、原動機付自転車の最高出力確認制度に関するガイドライン別紙11の様式に、確認番号等を記入したシールを作成し、適合通知と併せて確認申請者に交付する。

確認申請者は、協会が認めるシールの交付に係る原付の原動機の見やすい位置に貼付する。ただし、同一構造と申告する原付については、確認申請者は、シールの交付に係る原付の原動機の申請書面により申告した位置に貼付する。また、貼付状態を撮影する等、電子データで保存する。

シールの交付を受けた申請者が製作又は販売をやめたときは、直ちに、シールを交付した協会にシールを返納しなければならない。

6. 3 最高出力確認済シールの貼付状況の管理

協会は、告示第6条第1項に規定する表示の適正な実施委を確保するため、次の事項について確認番号ごとに一覧できるよう受付台帳に記録する。

(1) シールを交付した原付の確認申請者、車名、車台番号及び原動機の型式

(2) その他適正な最高出力確認の実施のために必要な事項

7. 手数料

最高出力確認に係る手数料については、「原動機付自転車最高出力確認に係る手数料規程」に定めるところによる。

8. 不正行為に対する措置

不正申請、適合通知の改ざん、その他不正行為が行われたときは、次により措置を講ずるものとする。

- (1) 国土交通省の担当部署に通報する。
- (2) 既に実施した最高出力確認及び適合通知は無効とし、「原動機付自転車最高出力適合通知及び不適合通知発行に関する取扱細則」第8条に規定する所要の手続きを行う。

9. 遵守事項

最高出力確認に係る業務を担当する職員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令その他の規定を遵守し、最高出力確認等の業務を厳格、かつ、公正に行う。
- (2) 最高出力確認等の申請に係る事項及び最高出力確認等の状況並びに結果の取り扱いについて注意を払うとともに、職務上知り得た事項の秘守に努めること。

10. 帳簿及び書類の保存

最高出力確認に係る業務に関わる帳簿及び書類は、事務処理要領、「最高出力確認用機器の保守管理に関する実施要領」、及び「原動機付自転車最高出力確認を担当する職員の教習及び研修に関する実施要領」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。

11. 責任の明確化

次に掲げる事項の一に該当する場合は、協会は損害賠償を含む一切の責任を負わないものとする。

- (1) 天災その他の不可抗力により、申請された試験用物件に損害が生じたとき
- (2) 適正な管理を行ったにもかかわらず申請された試験用物件に損害が生じたとき
- (3) 書類が郵送等の途中において紛失したとき
- (4) 申請者又はその関係者が、当協会が発行した適合通知その他の書類を不正に使用したことにより問題が生じたとき
- (5) 申請書、諸元表等申請者から提出された提出物に記載等の過誤があったために問題が生じたとき

附 則（輸技協技第6-309号 令和7年3月12日）

この要領は、令和7年4月1日から実施する。